


しまねの土地改良だより

平成26年11月1日発行(第44号)

 水土里ネット島根

農林水産省と意見交換

島根県農業農村整備推進協議会

県内の農業・農村が直面する課題、展開方向について農林水産省と情報や意見交換などを行い、本県農業の持続的発展に向けた農業農村整備の一層の推進を図ることを目的に、島根県農業農村整備推進協議会(会長・長岡秀人出雲市長)と島根県土地改良事業推進議員連盟(会長・浅野俊雄島根県議会議員)は共催で10月22日東京都千代田区の砂防会館別館で研修会と意見交換会を開催した。当日は県内から各会員のほか、県・市町村の関係職員や県土連役員など63名が参加。また、農林水産省からは農村振興局小林祐一次長や同局整備部の室本隆司部長ら幹部職員8名が参加した。



意見交換会の様子＝砂防会館別館

浅野会長と小林次長の挨拶に続き第1部の研修会が行われ、室本部長と同部設計課の大内毅技術調査官が「平成27年度概算要求予算」について講演した。このなかで浅野会長は、農業農村整備に必要な予算を当初予算で確保することを要望。これに対し室本部長は「農業農村整備に必要な予算は、概ね6千億円が必要と考えている。今後もこの予算が確保できるように努力したい」と回答した。第2部では、同部水資源課の松本雅夫施設保全管理室長ら5名の幹部職員を招き意見交換会が開催され、長岡会長らが老朽化した農業用施設等の長寿命化対策について▶国費100%で点検・診断や計画策定ができる事業制度の継続と農道施設への制度適用▶多面的機能支払の中山間地域での単価アップや地域の実情に応じた協定期間の設定▶地域協議会の役割の明確化などについてそれぞれ提案した。

また当日は、農林水産省、県選出国会議員に対し下記の提案・要望を行った。

- 1 農業農村整備関係予算の必要額の当初予算での確保
- 2 農業農村整備事業における地元(市町村及び農家)負担軽減
- 3 「日本型直接支払い」制度の拡充
- 4 老朽化した農業水利施設等の長寿命化対策に係る制度及び財政支援の強化
- 5 中山間地域の農地を保全するための基盤整備事業制度の拡充
- 6 災害復旧事業査定設計書作成に要する委託費補助金制度の拡充
- 7 水土里情報システムの更なる活用のための支援制度の創設

■農林水産省と意見交換会	1
■県土連第2回役員会を開催	2
■ため池の古(いにしえ)から未来を考える!	2
■シリーズ『土地改良相談の事例紹介』(第4回)	3
■"速報"「県土連・第57回通常総会」開催日決定	4
■今月の主な予定	4

県土連第2回役員会を開催

本会の第2回役員会が10月23日島根県東京事務所(東京都千代田区平河町)で開会され、第37回県土連通常総会日程などが審議された。開会にあたり長岡秀人会長(出雲市長)は、昨日の農林水産省との意見交換会に併せ、農林水産省や県選出国會議員に対し要望活動を実施したことを報告。「今後も機会あるごとに国や関係機関に対し県内の農業・農村の振興とその予算確保などについて要望・提案を行っていききたい。役員各位の協力をお願いする」と挨拶された。

役員会は、議事録署名人に山崎英樹副会長(飯南町長)と長崎泰樹専務理事を選出後、事務局から提出された6議案について審議が行われ、いずれも全会一致で承認・可決された。

【提出議案】

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 会務報告 |
| 第2号議案 | 平成25年度事業報告及び会計収入支出決算について |
| 第3号議案 | 平成26年度一般会計収入・支出補正予算(案)について |
| 第4号議案 | 業務受託規程の一部改正について |
| 第5号議案 | 平成26年度全国土地改良事業功労者表彰候補者の推薦について |
| 第6号議案 | 第57回通常総会開催日時について |

ため池の古(いにしえ)から未来を考える!

"2014 ため池フォーラムinご縁の国しまね"を開催

近年の農業を取り巻く環境の変化からため池の維持管理の野放化などが課題となっている中、ため池本来の目的や維持管理の重要性や地域防災面での課題、また、多面的利用の可能性などについて情報発信する「2014ため池フォーラムinご縁の国しまね」が10月16日午後から島根県民会館中ホールで開催され、県内外から関係者約470名が参加した。このフォーラムは毎年各県持ち回りで開催されているもので、本年度は島根県と本会で組織する同実行委員会が主催し本県で開催された。



ため池フォーラムの様子

本会議は石黒裕規同委員長(島根県農林水産部長)の開会宣言に続き、溝口善兵衛島根県知事が開催県を代表し挨拶し参加者を歓迎した。また、同フォーラムを後援する農林水産省から室本隆司農村振興局整備部長、全国ため池等整備事業推進協議会から吹田愷会長(山口県土連会長)が来賓として出席し挨拶した。

本会議では、(公財)しまね文化振興財団理事長などを務める藤岡大拙氏が「"出雲風土記"の中のため池」と題し基調講演を行い、出雲風土記には灌漑用のものと思われる池23箇所が記載されていることなどを紹介。参加者は出雲弁を交えた講演に熱心に聞き入っていた。このほか、海潮振興会会長の加本恂二氏とホンザキグリーン財団の越川俊樹氏がうしおの沢池(雲南市)での維持管理や資源保護の活動事例、また、安来市土地改良区理事長の石倉刻夷氏が中海干拓地調整池水面を利用した太陽光発電の事例が紹介された。翌17日には2コースに分かれ事例発表地区などを視察する現地見学会が開催され約200名が参加した。

シリーズ『土地改良相談の事例紹介』

第4回 <<改良区理事の経営移譲と定款変更>>

◆相談内容

土地改良区の理事が任期途中で経営移譲する予定なので員外役員として残っていただきたいが、定款に員外役員の規定がない。

定款変更の手続きをおこない員外役員を可能にしたいが、この場合、定款をどのように変更すればよいか。

◆回答

農業者年金による経営移譲の場合、残任期間を員外役員として残ってもらう方法として、定款の第23条にただし書きを追加する方法があります。

(役員の失職)

第23条 理事又は監事はその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年6月6日法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選挙権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

農業者年金以外の経営移譲場合には定款の(役員の定数)で員外役員の定数を定めてください。

この場合、経営移譲をおこなった時に一旦役員を失職します。

その後改めて役員の欠員による選挙で員外役員として立候補することになります。

(役員の定数)

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事○人及び監事○人とする。

2 前項の役員定数のうち理事○人及び監事○人は、組合員でない者とする。

役員定数は「この土地改良区の役員定数は、理事○人以内及び監事○人以内とする。」や「前項の役員定数のうち理事○人及び監事○人は、組合員でない者とすることができる。」などは役員の定数を定めたことにはならないので認められません。

また(役員の失職)のただし書きの員外役員と(役員の定数)の員外役員の両方を定款に規定した場合、その総数は土地改良法第18条5項の規定による員外役員の定数を超えることはできません。

◆ご相談・お問合せ先：水土里ネット島根/隠岐出張所 担当：前川 (TEL：08512-2-9013)

”速報” 「県土連・第57回通常総会」開催日決定

10月23日に開催された第2回役員会において、県土連の『第57回通常総会』の開催日程が下記のとおり決定いたしました。正式な開催通知は後日お送りいたします。

開催日時 平成27年2月2日(月) 午後2時55分から

開催場所 島根県土地改良会館 1階 会議室

なお、当日は、通常総会のほか、下記の会議も同時開催されますのでご案内いたします。

- 島根県農地・水・環境保全協議会「平成26年度第2回理事会」（午前11時30分から）
- 島根県農地・水・環境保全協議会「平成26年度第2回通常総会」（午後1時から）
- 平成26年度土地改良功労者表彰式（午後2時から）
- 島根県農業農村整備推進協議会「平成26年度第1回総会」（午後4時から）

■ 今月の主な予定

開催日	内 容	開催地
11月 2日(日)	田んぼの学校(収穫祭コース)	雲南市(大東町山王寺)
11月 5日(水)	農業用水水源地域保全活動	隠岐の島町(谷川ため池)
11月 6日(木)	うしおの沢池水源林保全活動	雲南市(大東町山王寺)
11月11日(火)	耕地関係課長等会議	岡山市(農政局)
11月13日(木)	農業集落排水新技術普及中四国ブロック研修会	松山市
11月16日(日)	下水道展しまね2014	松江市(くにびきメッセ)
11月18日(火)	農業用水水源地域保全活動	奥出雲町(坂根ダム)
11月25日(火)	農業農村整備の集い	東京都
11月25・26日(火・水)	換地計画実務研修会・換地委員等実務研修会	本会
11月27・28日(木・金)	中国四国管内県土連技術部会	本会



水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
 ホームページ <http://www.shimanedoren.or.jp/> メール smndoren@shimanedoren.or.jp